

ORION 導入による救急活動の質の改善効果の検証に係る 後ろ向き研究のための救急搬送情報の研究利用について

昨今、救急搬送事案において受入医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生し社会問題化したことを背景に、消防法が改正され、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築に関するルール（傷病者の搬送と受入れの実施基準；以下、実施基準）を策定するよう消防法で義務づけられました。これをうけ、大阪府では、平成 22 年から実施基準の運用を開始し、当消防組合の救急隊もこの実施基準をシステム化したスマートフォンアプリケーションを活用して救急活動を実施しておりますが、これまでこの妥当性について詳細に検証されておりませんでしたので、今回調査することになりました。調査対象となるのは、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日に、当消防組合の救急隊により医療機関へ救急搬送されたすべての傷病者様です。

調査項目は、年齢、性別、入電時間、現場到着時間、現場出発時間、実施基準判定時間、医療機関照会回数、救急隊判断緊急度、実施基準判定情報、バイタルサイン、初診時・各定時診断大項目（ICD-10）、初診医評価、初診時転帰、処置、21 日後転帰です。個人情報の保護のため、登録については無記名であり、個人を識別できる情報（住所、氏名、生年月日、電話番号など）は調査項目に該当しませんので、対象となる患者さんの不利益になる恐れはありません。

本研究の調査対象の傷病者様で、調査に同意されない方はお申し出ください。

このお知らせは 2019 年 7 月 16 日より 2020 年 3 月 31 日まで、当消防組合 HP 内に提示します。

この件に関しまして、ご質問などございましたら、下記の研究責任者に遠慮無く、お訪ねください。

泉州南消防組合 泉州南広域消防本部 警防部警備課 主幹 木村 信広
電話番号：072-462-1080